

小金井市第 7 期障害者計画

障害者自立支援協議会は、第 7 期障害者計画策定の協議を続けてきましたが、令和 6 年 3 月まとまり、4 月から施行されました。

第 7 期障害者計画は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。事業項目は 114 となっています。

精神障がいに関係ある主な事業 29 施策の展開

事業名	施策内容(要旨)
市民に対する啓発活動の推進	障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利を受けることがないよう啓発推進し、小金井市障害者差別解消条例の周知を図ります。
福祉・人権教育の充実	小中学校での福祉・人権教育。市民を対象にした講演会等。
障害者差別解消条例の普及	ハンドブックの配布等により普及・啓発に努めます。
就職活動の支援 (相談件数 7,296 件) (就労人数 135 人)	障害者就労支援の拡大、離職を減らすための支援の実施。 手帳を取得できない何らかの支援が必要な人についても、適切な就労支援につなげていきます。離職を減らすための支援も実施します。
市での障害者雇用の拡大 (実雇用率 2.95%)	市職員として働くことができるよう、職場環境の整備に努めるとともに、積極的に減らすための支援も実施していきます。
市での職場実習の受け入れの検討 (職場実習参加人数 67 人)	庁内各職場に実習生が配置できるよう、仕事の洗い出しや職員の意識をさらに高めていく必要があります。障害ある人の職場実習を受け入れる体制を整備し、一般就労への移行を支援します。
市の業務の委託等の促進 (契約件数 102 件) (金額 1,832 万 4,339 円)	* 障がいある人の福祉就労の場の充実につなげるため、市の業務の委託等を促進できるよう、全庁的に取り組みます。 * 障害のある方の就労意欲をたかめるため、工賃工場へ向けて受注や販売機会の拡大に努めます。
障害者雇用の促進 (相談件数 2,265 件)	* 障害者就労支援センターが中心となって雇用の促進に取り組む。 * 地域開拓コーディネーターや就労支援・生活支援コーディネーターを設置し、働きやすい環境づくりをめざします。短時間労働も含め企業と就労を希望する人とのマッチングに取り組みます。
一般企業等の職場実習の開拓 (企業相談件数 906 件)	一般企業や福祉関連施設等に対して職場実習を行ってもらえるよう就労支援センターを中心に働きかけを行います。
中間的就労の場づくりの検討	一般就労への移行支援及び移行後のフォローアップ支援を積極的に行う事業所の確保に努めます。
精神障害者回復途上者デイケア事業 (参加延人数 177 人)	回復途上にある精神障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得できるよう支援を行います。 利用者のニーズに応じたプログラムを展開していきます。
精神障害者配食サービス事業 (配食数 5,270)	在宅の精神障がい者に配食サービスを提供することにより、自立と食生活の質の確保を図り、併せて安否確認を行います。
居住サービス事業 (グループホーム 15 事業所)	障がい者の居住施設がないことから、新規開設に向けた取り組みを進めます。また、障がいのある人の地域移行が求められている中、グループホームなどの居住環境の整備・充実に努めます。
市の自立生活支援課の窓口 (職員配置 6 人)	市ホームページ上から相談メールを送ることができ、迅速な対応をするよう努めていきます。相談支援委につながっていない人への働きかけを含め、相談窓口及び事業内容の周知を図ります。

事業名	施策内容(要旨)
障害者地域自立生活支援センター (相談件数 3,904 件)	障がいのある人の生活全般に関わる相談にも対応できるよう、機能のさらなる充実に努めます。期間相談支援センターを中心として即応できるよう体制に努めます。
地域活動支援センター (延利用人数 I 型 3,309 人 II 型 1,915 人)	きめ細かな相談に基づき、利用者の社会参加の促進を図るためニーズに応じたプログラムを展開し、社会適応訓練や日常生活支援、地域交流等を実施していきます。
福祉総合相談窓口との連携	複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに応え、切れ目のない伴走型の支援につなげていけるよう福祉相談窓口との連携を強化していきます。
地域活動支援センターの充実	地域活動支援センターを中心に、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。
精神障害者にも対応した地域包括支援ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者等と連携して推進していきます。
精神保健福祉相談・医療相談 (相談件数延 1,312 人)	障がいのある人に、障害福祉サービスに関すること等困りごとについて個別相談、助言、支援を行っています。対応困難なケースについては保健所や精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら支援を行います。
障害者手帳を持たない要支援者への支援	発達障害や高次脳障害のある人は、手帳を保持しているか否かにかかわらず障害者総合支援法に基づく給付の対象となります。
サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ (要望 1 回)	サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の聴覚障害者など制度の谷間にある人に対する支援策が、早期に確立、制度化されるように国や東京都に働きかけを行っていきます。
発達障害への対応 (相談件数 154 人)	発達障害者支援の一層の充実に向け、相談支援体制を構築し、発達障害に関する広報や啓発に努め、施策の推進をします。地域の身近な場所で必要な支援を受けられるよう整備を行います。
グループホームの整備 (15 事業所)	グループホームの導入促進を行います。多様な住宅の確保のあり方について調査・検討し、居住環境の確保に努めます。
障害者住宅入居等の支援事業の実施 (相談件数 495 件)	一般住宅への入居が困難な障害のある人に対し、入居に係る支援を行う。生活上の課題に応じた相談支援を行います。
障害者支援施設の確保のための取り組み (未実施)	障害者支援施設の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進めます。
災害時にける避難行動支援者への支援体制の充実 (名簿登録 413 人)	地域の方に「支援者」となっていただき安否確認、避支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指すためのモデル地域事業を実施します。避難行動要支援者本人の自己防衛意識の向上や名簿登録の必要性に対する理解促進を図る。
災害発生時の体制整備	障害者が災害時に安心して過ごせるよう、福祉避難所の確保に努め、福祉避難所の定期的な開設訓練を実施します。
地域ぐるみの支援体制	障がいのある人の個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、地域全体での取り組みを構築します。

* タクシー代、各種交通機関運賃や通行料の割引、自動車教習所の助成などは割愛しました